**（仮称）松戸市歯と口腔の健康づくり推進条例（案）**

資料　1

**パブリックコメント（意見募集）手続の実施結果を公表します。**

　「（仮称）松戸市歯と口腔の健康づくり推進条例（案）」の作成にあたり、市民の皆様からご意見を募集したところ3名の方からご意見をいただきました。ご意見の提出ありがとうございました。

　お寄せいただいたご意見を整理し、市としての考え方をまとめたのでお知らせいたします。

**パブリックコメント手続実施結果の概要**

1　意見募集期間　平成27年12月15日（火）～平成28年1月14日（木）

2　意見提出者　　3名（個人：3）

3　意見総件数　　3件

4　意見取り下げ　0件

5　回答数　　　　3件

6　意見内容および回答　下記の通り

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| № | 項目 | 意見の趣旨 | 市の考え方 | 修正の有無 |
| 1 | 第8条（3） | 効果的なむし歯予防対策及び正しい口腔ケアによる歯周病等の予防対策の推進は大いにしていただきたく存じますが、フッ化物応用等は、決して行わず推進もしないことを明記していただきたく存じます。フッ化物応用等を廃絶すべく行政が積極的に舵を取っていっていただきたいのです。条例には、フッ化物応用等の危険性の周知・広報を推進すること及びフッ化物応用等の被害調査を積極的に実施または支援していくことを規定していただきたく存じます。そのうえで、条例には、フッ化物応用等を控えること乃至しないことと明記していただきたく存じます。それがかなわなくとも、せめて、フッ化物応用等を「効果的」や「正しい」などと一方的に評価する記述を削除し、フッ化物応用等を推進するとも解せる記述も削除していただきたく存じます。  医学の学説というものは、様々な仮説がありほとんどが実証されておりません。本件もその例外ではありません。医療の利用者・患者側の意見を反映させずに条例化してしまうことはあってはなりません。せめて、フッ化物応用等に反対している団体や有識者などからヒアリングを実施すべきです。 | フッ化物とは、フッ素と他の元素の無機化合物です。フッ素は単体では気体ですが、化合物として自然界に存在する元素で、空気・土地・海や川の水・植物・動物・食品などあらゆる物に含まれています。  フッ化物を応用したむし歯予防に関しては、学術的にすでに安全性、有効性が確立され、ＷＨＯ（世界保健機関）をはじめとする国内外の専門機関が一致して推奨しています。  国は、「フッ化物洗口ガイドライン」（平成15年厚生労働省）において、「健康日本21における歯科保健21における歯科保健目標を達成するために有効な手段として、フッ化物応用は重要である。」と示しています。  県は、「フッ化物洗口マニュアル（最新版）」（平成19年）に基づき、フッ化物洗口に対する支援を行っており、「千葉県歯・口腔の健康づくり推進条例」（平成22年）において、基本的施策の推進として「市町村その他関係者がフッ化物応用等のむし歯予防を行う場合、その効果的な実施に関すること」を定めています。  国のガイドライン、県のマニュアルに基づき、子どもに対するフッ化物応用については、保護者のご理解とご協力により実施し、歯と口腔の健康づくりを推進してまいります。  フッ化物応用等については、学術的にすでに安全性、有効性が確立されていることから、現在のところヒアリングを実施することは考えていません。 | 無 |
| 2 | 第8条（3） | 松戸市の今回の（仮称）松戸市歯と口腔の健康づくり推進条例（案）はまさにタイムリーと思われます。  中で要介護の予防による生活の質の向上、そしてフッ化物応用等と条例（案）で記載されているフッ化物を使ったむし歯予防、市民目線での取り組み大いに評価したいです。フッ素についてはいろいろ賛否はあるみたいですが、安全性の確立、市販されている歯磨剤にも当たり前のように含まれています。むし歯予防の一つとしてフッ素は定着していると思われます。  是非とも条例を制定いただき、市民の健康づくりを推進していただきたいと思っております。 | フッ化物とは、フッ素と他の元素の無機化合物です。フッ素は単体では気体ですが、化合物として自然界に存在する元素で、空気・土地・海や川の水・植物・動物・食品などあらゆる物に含まれています。  フッ化物を応用したむし歯予防に関しては、学術的にすでに安全性、有効性が確立され、ＷＨＯ（世界保健機関）をはじめとする国内外の専門機関が一致して推奨しています。  国は、「フッ化物洗口ガイドライン」（平成15年厚生労働省）において、「健康日本21における歯科保健21における歯科保健目標を達成するために有効な手段として、フッ化物応用は重要である。」と示しています。  県は、「フッ化物洗口マニュアル（最新版）」（平成19年）に基づき、フッ化物洗口に対する支援を行っており、「千葉県歯・口腔の健康づくり推進条例」（平成22年）において、基本的施策の推進として「市町村その他関係者がフッ化物応用等のむし歯予防を行う場合、その効果的な実施に関すること」を定めています。  国のガイドライン、県のマニュアルに基づき、子どもに対するフッ化物応用については、保護者のご理解とご協力により実施し、歯と口腔の健康づくりを推進してまいります。 | 無 |
| 3 | 第8条（3） | フッ化物洗口はむし歯予防に効果があると聞きます。ぜひ松戸市でも早く取り入れて欲しいと思います。 | フッ化物とは、フッ素と他の元素の無機化合物です。フッ素は単体では気体ですが、化合物として自然界に存在する元素で、空気・土地・海や川の水・植物・動物・食品などあらゆる物に含まれています。  フッ化物を応用したむし歯予防に関しては、学術的にすでに安全性、有効性が確立され、ＷＨＯ（世界保健機関）をはじめとする国内外の専門機関が一致して推奨しています。  国は、「フッ化物洗口ガイドライン」（平成15年厚生労働省）において、「健康日本21における歯科保健21における歯科保健目標を達成するために有効な手段として、フッ化物応用は重要である。」と示しています。  県は、「フッ化物洗口マニュアル（最新版）」（平成19年）に基づき、フッ化物洗口に対する支援を行っており、「千葉県歯・口腔の健康づくり推進条例」（平成22年）において、基本的施策の推進として「市町村その他関係者がフッ化物応用等のむし歯予防を行う場合、その効果的な実施に関すること」を定めています。  国のガイドライン、県のマニュアルに基づき、子どもに対するフッ化物応用については、保護者のご理解とご協力により実施し、歯と口腔の健康づくりを推進してまいります。 | 無 |